

消防消第 100 号
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
（公印省略）

津波時の消防活動計画策定支援アドバイザー制度の創設について（通知）

平素より、消防行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定を推進していくため、「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等の策定について」（令和 6 年 12 月 16 日付 消防消第 410 号）において、全国の消防本部の事例を踏まえた計画例を示し、計画の策定を行う際の留意事項等についてお示ししたところです。

この度、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定について助言等を行うため、津波時の消防活動計画策定支援アドバイザーを派遣する制度を設けるとともに、別紙のとおり「津波時の消防活動計画策定支援アドバイザー派遣等要綱」を定めました。

については、本制度を積極的に御活用いただきますとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

【担当】

消防庁消防・救急課警防係

高木補佐、鈴木係長、小関事務官

TEL：03-5253-7522（直通）

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

津波時の消防活動計画策定支援アドバイザー派遣等要綱

(目的)

第1条 消防本部における津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画（以下「計画」という。）の策定を積極的に支援するため、津波時の消防活動計画策定支援アドバイザー制度を設けるものとする。

(任務)

第2条 アドバイザーは、計画を策定するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供等の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 計画を策定する際の体制、留意事項等に関すること
- (2) 自身の消防本部における計画の策定例、運用等に関すること
- (3) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

(委嘱等)

第3条 消防庁消防・救急課長は、次の各号のいずれかに該当する者を、アドバイザーに委嘱する。

- (1) すでに計画を策定している消防本部において、計画策定に携わった者
- (2) (1)に定める者のほか、計画策定に関する豊富な知識及び経験を有していると認められる者

2 アドバイザーの任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 アドバイザーは、任期中に限りアドバイザーと称することができ、これ以外の場合にあっては、アドバイザーと称してはならない。

(派遣等対象団体)

第4条 アドバイザーの派遣等の対象団体は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣等対象団体」という。）とする。

(派遣等手続き)

第5条 派遣等対象団体は、アドバイザーの派遣等を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣等の調整を依頼するものとする。

2 消防庁は、派遣等対象団体からアドバイザーの派遣等の調整の依頼があったときは、当該依頼内容に適切に応じることのできるアドバイザーを選定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、アドバイザーの所属消防本部等に派遣等を依頼するものとする。

3 派遣等対象団体は、アドバイザーの派遣等を受けたときは、別紙様式3により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部

事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して消防庁に報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、第2条第1項に定める任務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(派遣旅費)

第7条 アドバイザーの派遣に要した旅費は、消防庁が負担する。ただし、派遣等対象団体及びアドバイザーの所属団体又はアドバイザーとの協議により、異なる取扱いを行うこととすることを妨げない。

2 アドバイザーが所属する消防本部等において派遣等対象団体による視察の受入れ等に要した経費は、派遣等対象団体が負担するものとする。

(アドバイザーの解任)

第8条 消防庁消防・救急課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解任することができる。

- (1) 任務の遂行を怠ったと認められるとき。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 本人から解任の申し出があったとき。

(報告)

第9条 消防庁は、アドバイザーの活動状況について、報告を求めることができる。

(その他)

第10条 アドバイザーの派遣等に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行するものとする。

年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名)

(申請団体)

津波時の消防活動計画策定支援アドバイザー派遣等調整依頼書

1 希望する内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 策定に係る助言等
- その他 ()

2 希望する日時

年 月 日 () 時 分～ 時 分まで

3 希望する場所

4 希望するアドバイザーの所属及び氏名 (希望無い場合は空欄)

5 参加予定者

計 名

6 特記事項

担当所属及び担当者 :

連絡先 TEL :

E-mail :

消防消第 号
年 月 日

様

消防庁消防・救急課長
(公印省略)

津波時の消防活動計画策定支援アドバイザーの派遣等について（依頼）

津波時の消防活動計画策定支援アドバイザー派遣等要綱に基づき、（派遣等対象団体名）から別紙のとおり津波時の消防活動計画策定支援アドバイザーの派遣等の調整依頼を受け、貴所属の職員について派遣等を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣等に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

1 派遣等を依頼するアドバイザーの氏名

2 派遣等を依頼する内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 策定に係る助言等
- その他（ ）

(3) 日時

年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分まで

(4) 場所

3 その他

年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名)

(申請団体)

津波時の消防活動計画策定支援アドバイザー派遣等結果報告書

1 派遣等を受けた内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 策定に係る助言等
- その他 ()

2 派遣等を受けた日時

年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで

3 派遣等を受けた場所

4 派遣等を受けたアドバイザーの所属及び氏名

5 参加者の所属及び人数

計 名

6 感想、意見等

7 特記事項

※アドバイザーの派遣等を受けた後、1月以内に報告すること。

担当所属及び担当者：

連絡先 TEL：

E-mail：